

# コープスポーツ参加のお約束

生活協同組合コープこうべ  
コープスポーツ事務局  
2022年4月

## 1. 目的

コープスポーツは、コープこうべの組合員を対象に、健康増進および健康な余暇生活の創造など、生活向上を目指し、「気軽に」参加してスポーツを楽しみ、ふれあいの輪を広げることを目的としています。コープスポーツを円滑にご利用いただくために、この「コープスポーツ参加のお約束」（以下、「本お約束」）で必要なルールを定めています。

## 2. 健康管理について

健康状態については、自己の管理において十分に確認し、特に持病等については医師等の定期的な診断を受けるなどして、コープスポーツの参加に堪えうる状態でご参加ください。日頃から健康診断の受診等、ご自身の健康管理に留意しながら、運動されることをおすすめいたします。

## 3. 参加について

コープスポーツへの参加は、3ヶ月を一単位とする「期」（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）ごととなっています。入れ替え制ではありませんので、脱退のお申し出がない限り、翌期以降も継続してのご参加となります。ただし、参加開始時にかぎり、毎月の月初よりスタートいただけます。

## 4. 参加申し込みについて

### (1) 参加いただける方

コープスポーツに参加申し込みいただくには、次の条件を満たし、本お約束に同意いただく必要があります。

- ①コープこうべの組合員またはその家族
- ②コースごとの対象年齢（対象年齢が限定されていないコースは高校生以上）に該当すること

### (2) 参加をお断りする場合

以下に該当する場合は、参加をお断りすることがあります。

- ①医師より運動を制限されている方、骨粗しょう症による脊椎圧迫骨折のご経験があるなど、参加にあたって健康上の不安がある場合
- ②妊娠している場合
- ③過去にコープこうべの商品・サービスの代金の支払いを怠ったことがある場合や、過剰な要求によるトラブルがあった場合
- ④暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力

⑤刺青・タトゥーをしている場合

⑥その他コープスポーツの円滑な運営に支障をきたすおそれがあるとコープこうべが判断する場合

### (3) 申込手続き

①参加申し込みは、コープこうべ所定の書類の提出と初回参加費（既定の月数分）の納入が必要です。

②次回以降の参加費のお支払いのための金融機関口座振替の登録手続きが必要です。

③参加申し込み時には、この「お約束」、および健康については自己の責任において参加することに同意する旨の確認書に、参加者ご本人、およびご家族または近親者の方のご署名、ご捺印をいただきます。

## 5. 個人情報の取り扱いについて

参加者からお届けいただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべの個人情報保護方針に従い適正に取り扱います。

## 6. 参加費について

(1) 参加費は、コースごとに別途の参加費一覧表で定めます。

(2) 参加費のお支払いは、1期（3ヶ月分）ごとの前納で、登録いただいた金融機関の口座より、以下の日に自動振替させていただきます。

☆1月5日（1月～3月分）

☆4月5日（4月～6月分）

☆7月5日（7月～9月分）

☆10月5日（10月～12月分）

※自動振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日の振替となります。

※参加開始時等、口座振替が始まるまでは、コープこうべが指定するゆうちょ銀行口座への振り込みにより、お支払いいただきます。振込用紙のお渡しから7日以内に振り込んでください。（振込手数料は参加者の負担です）。

※会場での現金の取扱いはいたしません。

(3) コープこうべが指定する期日までに参加費のご入金がない場合は、参加をお断りする場合があります。

## 7. 脱退について

(1) コープスポーツへの参加は、1期3ヶ月単位となっているため、期の途中での脱退はできません。

(2) 脱退をご希望の場合は、以下の締切日（休日の場合は翌営業日）までにご本人から必ずコープスポーツ事務局へご連絡ください。また指導者、リーダーへもご連絡ください。

・3月末での脱退…3月15日締切

・6月末での脱退…6月15日締切

- ・ 9月末での脱退…9月15日締切
- ・ 12月末での脱退…12月15日締切

(3) 上記の締切日までに脱退のご連絡のない限りは継続して参加されるものとして、次期の参加費の自動振替が行われます。

## 8. 参加費の返金について

一旦、納入いただいた参加費は、練習・レッスンの休講や欠席にかかわらず、返金できません。

以下の場合のみ、ご入金確認後、下記の手数料を差し引いて残額をご返金いたします。

- ①参加開始時、参加費入金後第1週目の練習に参加されるまでの脱退お申し出…手数料：1,100円
  - ②参加費口座振替の前月16日から月末までの脱退お申し出…手数料：1,100円
  - ③参加費振替月の1日から第1週目の練習前日までの脱退お申し出…手数料：3ヶ月分の参加費の半額
- ※参加者より、お電話もしくはコープスポーツホームページの問い合わせフォームからご連絡をお願いします。

## 9. コープスポーツ地域スタッフ

参加者とコープのパイプ役としてコープスポーツ地域スタッフが3ヶ月に一度各コースを巡回します。連絡事項は必ず聞き、意見があればお知らせください。

## 10. 運営の方法

- (1) 参加者の自主運営、自主管理が基本です。リーダーを中心にして協力しあってご参加ください。
- (2) コース毎に代表者（リーダー）を決めてください。代表者は適時交替しましょう。
- (3) 代表者（リーダー）の役割は次のとおりです。
  - ①コープとの連絡窓口
    - ・会場都合や天候、参加者の合意でお休みとなる場合はリーダーが窓口となって指導者と、地域スタッフ（当日の場合は事務局）、会場に連絡をしてください。
    - また、会場から事務局に使用不可などの連絡が入った場合は、事務局からリーダーに連絡をさせていただきます。他の参加者への連絡をお願いします。
  - ②コース運営の中心
    - ・コープからのお知らせの配布など
    - ・準備や後片づけの当番などのお世話
  - ④地域つながるミーティング（旧・地域ねっとわーく連絡会）の出席
    - ・コープのお店や協同購入センターで組合員集会室を利用しているサークルやグループが集まる「地域つながるミーティング」が開催される場合があります。店長から出席のご案内があれば出席していただき、連絡会で決まったことや話し合ったことを指

導者や他の参加者の皆さんと共有してください。

- (4) リーダーになった場合はコープスポーツ地域スタッフへご連絡ください。
- (5) 各コースで工夫をして、相互の連絡がとれるようにしましょう。

## 11. 会場と備品の使用方法

- (1) 会場への出入りと練習中は必ず名札をつけてください。
- (2) 会場での準備、片づけ、清掃は参加者全員で行なってください。
- (3) コープスポーツで用意した備品だけの使用を厳守してください。所有者とのトラブルになりますので、会場のその他の備品は一切使用できません。
- (4) テニスボールやピン球などの消耗品は各コースの参加者で購入、管理してください。
- (5) 会場の駐車場は原則として使用できません。
- (6) 会場内は、飲食・喫煙は禁止です。練習時間内の茶話会や会場外での活動はできません。
- (7) 決められた時間内で準備、片づけ、清掃を済ませてください。
- (8) お子様連れは、ケガ等の危険もありますのでご遠慮ください。

## 12. 参加中のケガについて

- (1) 万一、参加中にケガをされ、医療機関の治療を受けられた場合、練習、レッスン中のケガに限り、コープで加入しているスポーツ傷害保険の対象となります。ケガをされた日から1ヶ月以内にコープスポーツ事務局まで連絡してください。なお、この保険は心疾患や持病などの病気には適用されません。
- (2) (1) のスポーツ傷害保険は、以下の範囲内で保険会社の審査を経て保険金支払いがされます。
  - ・通院1日：1,500円
  - ・入院1日：3,000円
  - ・死亡、後遺症障害：最高保障300万円
- (3) コープこうべは、練習、レッスン中の参加者のケガについて、(1)(2)のスポーツ傷害保険において付保される限度を超える責任を負いません。但し、コープこうべの故意・重過失による場合はこの限りではありません。

## 13. 私物の管理について

貴重品を含む私物は個人で管理いただきます。万が一、盗難、物損などが発生しても責任は負いかねます。

## 14. スケジュール

- (1) 原則として毎週1回の実施ですが、会場都合や天候、指導者の急な体調不良等で練習、レッスンを実施できない時は休みとなります。1期(3ヶ月)で最低の実施回数を9回とします。ただし、月3回コースは7回、月2回コースは5回、月1回コースは3回を

1期の最低実施回数とします。

- (2) 登録コースにご参加ください。(他のコースへの参加はできません)
- (3) 各自の出欠は会場備え付けの出欠表にご自分で記入してください。
- (4) 参加者全員で自主休講する場合はリーダーが会場管理者、指導者、地域スタッフに連絡をしてください。
- (5) 会場により祝日の使用ができない場合があります。
- (6) 会場の都合により中止になる場合があります。

## 15. 警報発令時等の対応について

- (1) 台風や豪雨などで警報が発令された時、コースを実施するかどうかは、各コースで決めてください。例えば開始1時間前に警報が発令されている場合は、お休みにして連絡網を回す、等予めルールを決めておきましょう。無理せず、安全第一を念頭にコースの実施を決めてください。  
また、次のような場合は、お休みにしましょう。
  - ・会場が閉館となる場合。
  - ・会場周辺に特別警報や避難勧告等が発令されている場合
  - ・交通機関が運休となっている場合。
- (2) コースをお休みにする場合は、コープスポーツ事務局（または地域スタッフ）と会場にもお知らせください。コースをお休みにした場合の振替はありません。

## 16. 指導方法

初心者を中心に指導します。技術ばかりでなく楽しく続けられることを大切にします。

## 17. その他の注意事項

- (1) 日常的に定員まで増員をはかります。活動を長く続けていただくために、参加者の皆さんも日ごろから増員にご協力ください。登録人数が極端に減少したり（10人未満）出席者が少ない場合はコースを中止することがあります。
- (2) ご都合で現在ご参加のコースに参加できなくなる場合、他のコースに移動していただくことができます。コープスポーツ事務局にお電話でご相談ください。
- (3) ご住所やお電話番号等、届出事項の変更はコープスポーツ事務局にお知らせください。
- (4) 指導者への中元・歳暮・慶弔などのお心遣いはご無用にお願いいたします。
- (5) コープスポーツでは、政治や宗教活動、物品やチケットの販売などの営利を目的とした活動は禁止しています。
- (6) その他、他の参加者や会場にいちじるしく迷惑をかけるようなことがあった場合は、脱退していただく場合があります。

## 18. 本お約束の変更について

- (1) コープこうべは、コープスポーツの充実・合理化、参加者の便宜向上、社会経済状況

の変化への対応その他コープスポーツの円滑な運営のため必要がある場合は、本お約束を変更することができます。この場合、利用条件は、変更後のお約束によるものとします。

- (2) 上記の場合、コープこうべは、本お約束を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示、参加者への配布など、コープこうべが定める方法により、参加者への周知を図ります。

## 19. 連絡先

T E L : 0 7 8 - 4 1 1 - 4 9 8 9

住 所 : 〒 6 5 8 - 0 0 8 1

神戸市東灘区田中町5-3-18 (生活文化センター内)

受付時間 : 9時~17時 (土曜日・日曜日はお休みです)